

令和元年10月9日
学校法人熊本城北学園

本学園職員の令和元年7月9日付け処分について

令和元年7月9日付けで行った職員の処分(以下「本件処分」といいます。)に関し、熊本地方裁判所玉名支部において、仮処分事件の審理が行われていましたが、当該仮処分事件は、本件処分に関し、当該職員が同年10月10日以降職務を再開するとの内容で和解により解決致しました。